路線名　中部横断自動車道

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
長野県南佐久郡佐久穂町大字千代里三八二一番一から同町大字高野町字峯沢峯一三〇八番四まで	前	最大 二〇八・〇〇〇メートル 最小 〇・〇〇〇	五・二〇八キロメートル
	後	最大 二一七・九〇〇 最小 一二・〇〇〇	五・二一九
佐久市中小田切字駮馬出口七四七番から同市長土呂字西近津一七六三番七まで	前	最大 八二・〇〇〇 最小 〇・〇〇〇	一四・六七三
	後	最大 二八三・九〇〇 最小 一二・〇〇〇	一四・六七三
小諸市大字和田字森下二五五番一から同市大字和田字日名田二〇五番三まで	前	最大 五九・三〇〇 最小 〇・〇〇〇	〇・六三五
	後	最大 六六・八〇〇 最小 一四・六〇〇	〇・六三五
佐久市長土呂字北近津一〇六九番二から同市長土呂字上宮原八九四番二一まで	前	最大 五八・七八〇 最小 〇・〇〇〇	〇・七七六
	後	最大 五八・七八〇 最小 一三・四〇〇	〇・七七六
小諸市大字和田字釜田三一番一地先から同市大字御影新田字野火付三七一番六まで	前	最大 五五・三六〇 最小 一〇〇・〇〇〇	一・二六六
	後	最大 五五・三六〇 最小 一六・九〇〇	一・二六六

図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局長野国道事務所

○北陸地方整備局告示第八十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十二年四月十六日

北陸地方整備局長　前川　秀和

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

八号　魚津市佐伯八三番一から同市佐伯七八番一まで　北陸地方整備局及び同局富山河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十二年四月十六日

○四国地方整備局告示第三十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第二十条第一項の規定による協議が成立したので、同条第六項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、四国地方整備局、同局土佐国道事務所及び同局松山河川国道事務所において、一般の縦覧に供する。

平成二十二年四月十六日

四国地方整備局長　足立　敏之

一　道路の種類及び路線名　道路の位置

一般国道三十三号　高知県吾川郡仁淀川町大崎地先から愛媛県伊予郡砥部町岩谷口地先まで

二　他の工作物の管理者の氏名及び住所

氏名　有限会社ナインレイヤーズ　取締役社長　菊池　豊

住所　高知県香美市土佐山田町宮ノ口一八五番地

三　他の管理者が行う管理の内容

兼用工作物管理協定及び兼用工作物保守細則に記載

四　管理の期間　平成二十二年二月八日から本協定の存続する日まで

○四国地方整備局告示第三十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第二十条第一項の規定による協議が成立したので、同条第六項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、四国地方整備局及び同局松山河川国道事務所において、一般の縦覧に供する。

平成二十二年四月十六日

四国地方整備局長　足立　敏之

一　道路の種類及び路線名　道路の位置

一般国道百九十六号　愛媛県松山市大浦二一六番地先から同市大浦一二八番地先まで

二　他の工作物の管理者の氏名及び住所

氏名　海岸管理者　松山市長　中村　時広

住所　愛媛県松山市二番町四丁目七番地二

三　他の工作物の管理者が行う道路の管理の内容

(一)　道路専用施設（路面（路盤までの部分を含む。）、路肩、道路の附属物その他のもっぱら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。）以外の部分の改築、維持又は修繕

(二)　原則として(一)に係る部分の災害復旧

四　管理の期間　平成二十二年四月十六日から当該施設の存続する日まで

○四国地方整備局告示第四十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年四月十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年四月十六日

四国地方整備局長　足立　敏之

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　三十三号、三百七十九号及び四百四十号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
愛媛県伊予郡砥部町拾町一一五番一から同町拾町七番四まで	前	最大 三九・三〇〇 最小 三四・〇〇〇	五三・二〇〇メートル 四六・三〇〇
	後	最大 三九・三〇〇 最小 三四・〇〇〇	五三・二〇〇メートル 四六・三〇〇

(四)　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局松山河川国道事務所

○四国地方整備局告示第四十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年四月十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年四月十六日

四国地方整備局長　足立　敏之

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

三十三号、三百七十九号及び四百四十号　愛媛県伊予郡砥部町拾町七番三から同町拾町七番四まで　四国地方整備局及び同局松山河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十二年四月十六日

○九州地方整備局告示第六十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年四月十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年四月十六日

九州地方整備局長　岡本　博

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　三号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
福岡市東区馬出三丁目二六五番二から同市東区馬出三丁目二五五番三まで	前	最大 二八・五〇〇 最小 二九・八〇〇	三〇・〇〇〇メートル 三五・六〇〇	一四五キロメートル
	後	最大 二八・五〇〇 最小 二九・八〇〇	三〇・〇〇〇メートル 三五・六〇〇	一四五キロメートル

(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局福岡国道事務所